

令和8年度 第2回伊丹市学校教育審議会（幼児教育部会）
議事録（要旨）

1 日 時 令和8年7月6日（月）13時30分～15時30分

2 場 所 伊丹市役所 1階 101会議室

3 出席者

（委 員） ト田 真一郎（大阪常磐会大学短期大学部 教授）
岡田 朱世（武庫川女子大学 講師）
今村 貴子（市立おぎの幼稚園 園長）
川阪 由紀（市立神津こども園 園長）
石川 雄巨（いずみ幼稚園 園長）
中谷 恭代（荻野クレヨン保育園 園長）
山内 彩乃（市立おぎの幼稚園 PTA）
村瀬 友実（市民公募委員）

（事務局） 伊丹市教育委員会事務局こども未来部 部長
伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室 室長
伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室(教育保育担当)主幹兼未来教育プロジェクト主幹
伊丹市教育委員会事務局こども未来部幼児教育保育室(幼保連携担当)主幹兼未来教育プロジェクト主幹

（傍 聴） 7名

4 次 第

- ① 開 会
- ② 委員の出欠と会議の成立
- ③ 議 事

5 議 題 「幼児教育のあり方について」（議事録別紙）

6 議事録（要旨）

<議 事>

【部会長】

それでは会議の方に入りたいと思います。

前回第1回では、幼児教育部会の中で議論する二つのテーマについて、一つは「幼児教育のあり方について」、もう一つは「公立幼児教育施設の適正規模・適正配置について」、さらに幼児教育を取り巻く状況や幼児教育部会のスケジュールについて事務局から説明いただき、委員の皆様にご理解いただいたところです。

そして今回から具体的に審議していくことになりますが、これから審議を始めていくにあたり、事務局から何かございますでしょうか。

【事務局】

今回と次回の2回にわたって、諮問事項の一つ目である「幼児教育のあり方」についてご審議いただければと考えております。

今日の第2回では、前回の主なご意見の振り返りをした後、過去の審議会答申や他の自治体での取組なども参考にしつつ、伊丹市幼児教育推進計画に基づく取組、伊丹市における今後の幼児教育のあり方、公立幼児教育施設の果たすべき役割の三つのポイントについてご議論いただければと考えております。

そして次の第3回において、そのまとめができればと考えています。

前回、第1回の短い時間の中でも、皆様からかなり今後につながるようなヒントをたくさんいただけたと思っております。今回の第2回でも幅広くご意見をいただけるよう資料を用意しておりますので、よろしくお願いいたします。

【部会長】

今、事務局から審議を進めるにあたっての提案がありました。

今回の第2回から第3回にかけて、諮問事項の一つ目である「幼児教育のあり方」、つまりどのような幼児教育を目指すかということについて、さまざまなことを考慮しながら審議していただきたいということですが、皆様いかがでしょうか。

そのような形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（委員）はい。

【部会長】

それでは、先ほど事務局から提案いただきましたとおり、諮問事項1「幼児教育のあり方」についてから審議してまいりたいと思います。

事前に皆様には資料が配布されておりますが、資料に基づいて事務局から詳しくご説明をお願いいたします。

<資料説明> 事務局から資料に基づき説明

【部会長】

では、今、事務局からご説明いただきました資料の内容について、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょう。

【委員 A】

内容についてなんですけれども、今の資料は、公立幼児教育施設の職員数等についての報告だったと思います。

上の方に職員配置基準が記載されていて、下の方に施設ごとの児童数や職員数が整理されていると思うのですが、いわゆる子どもがどういう環境で生活しているのかということで言うと、欲しい数字は「職員一人当たり子どもが何人いるか」というような数字ではないかなと思います。

各年齢によって配置基準が異なりますので、そのあたりも整理して、特にこの学校教育審議会ということ言えば、3・4・5 歳児の配置と、それぞれの施設の実際の状況がどうなっているのか。

これは場合によっては、私立施設も含めて整理して、今後共有していくデータとして必要ではないかなという気がします。

今後そういう整理も事務局の方でしていただければありがたいなと思います。

【事務局】

今、手元にその数字があるわけではないので、また次回以降に向けて資料として準備させていただければと思います。

【部会長】

他、いかがでしょうか。資料の説明について。

【委員 A】

大きな項目の二番目に、「近隣市における 3 歳児保育・預かり保育実施状況」ということで、近隣市の状況と比較していただいているかなと思います。

時間の関係もあって簡単な説明だったかなと思いますけれども、各市の状況というのは、それぞれの実情に合わせてこういう結果になっているのだろうと思います。

たまたま議会でこういう主張をする人がいたからこうなったとか、そういうことではなくて、こういう審議会等を踏まえて、それぞれの市で決まっているということだと思います。

例えば川西市、三田市、猪名川町など北部の地域においては、ニュータウン開発などが歴史の中で進み、もともとの街の発展がこの南部地域とは異なる形で進んできました。

伊丹市で言えば、あらゆる地域で同じようなサービスがしっかり提供されるように進めてきているわけですが、一方で新たに人口が急増した地域に対して適切なサービスを提供するためにはどのようなやり方が適切かということに進んできた地域もあります。

結果として、市によっては公立施設と私立施設が地域ごとに住み分ける形になったり、それが合理的であるという判断で進められてきた地域もあります。

そういった経緯の中で、現在の姿ができているのかなと思います。

また、西宮市のような大きな自治体では、北部と南部で事情が全然違って、一括して整理することが非常に難しい状況もあります。各団体とのコミュニケーションや理解を得ながら進めていっても、なかなか一律には進まないという事情もあると思います。それぞれの状況には、それぞれ合理性があって進んできているのかなと思います。

伊丹市としては、おそらく近隣市に先駆けていろいろなことを進めており、むしろ他市の参考になるような情報を提供してきているのではないかなと思いますし、これからもそうした役割が期待されているところなのだろうと思います。

そういう意味で、ここでの審議の方向性はとても大事であり、他市の発展にも寄与できればよいのではないかな、そのように理解しております。

【部会長】

確かに、今言っていただいたように、伊丹市では様々な取組をかなり先進的に進められていると思いますので、この議論もそれを踏まえながらということになっているかと思います。よろしく願いいたします。

他、いかがでしょうか。資料についてのご質問等ございましたら。

(発言なし)

資料についてはよろしいでしょうか。もし何かありましたら、また後ほどの議論の中でも触れていただけたらと思います。

それでは少し進めていこうかと思います。

まず、事務局の方から前回の振り返りをいただいた上で、伊丹市の幼児教育推進計画の取組であったり、園児数・職員数、特別な支援を必要とする児童数の推移、また幼児教育センターや幼児教育ビジョンなど、伊丹市の現状についてご説明をいただきました。

改めまして、今回の議論に対して意識していただきたいポイントが三つございます。

一つ目は、伊丹市の幼児教育推進計画に基づく取組ということです。

伊丹市幼児教育推進計画に基づいて、3歳児保育の実施であったり、施設の再編などが進められてきましたが、この取組に対するお考えやご意見、もしくは当時、施設運営や保護者の立場で感じた変化などをお聞かせいただけたらと思っております。

二つ目は、今後の幼児教育のあり方についてです。

今後のあり方というとなかなか聞こえるかもしれませんが、どんなことを目指すのか、あるいはどんなことをさらに進めればよいのか、また新しくこんなことを取り入れてはどうか、まだ足りない取組は何だろうかなど、これまでのお話を参考にしながら、皆さんの感じるところをお聞かせいただけたらと思っております。

三つ目ですが、公立幼児教育施設が果たすべき役割についてです。

幼児教育施設において、公立としての役割にはどのようなものがあるのか、また公立だからできること、公立だからできやすいことなど、それぞれの立場から皆さんのお考えやご意見、また今後議論が必要だと感じられたことについてお聞きしたいと思っております。

各ポイントにつきまして、順不同で結構です。それぞれの立場から皆さんのお考えやご意見をお聞きしたいと思っております。

また、現状を踏まえて今後議論が必要だと感じられた点や、今後の課題と思われる点がありましたら、お聞かせいただけたらと思います。

どなたからでも結構です。いかがでしょうか。

【委員 B】

それでは、まず一つ目の、伊丹市幼児教育推進計画に基づく取組についてです。

私は伊丹市の保育に直接的に関わった経験はないので、実際に取り組んでこられた皆さんが「やってみてどうだったか」という点をお聞きできればと考えています。

また、この計画が策定された当時と現在では社会状況や教育を取り巻く環境が変化しています。そのため、現在の状況に必ずしも合わなくなっている部分もあるのではないかと思います。そうした点については、現状に合わせて見直しや再検討をしていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、今後の幼児教育のあり方についてです。

このテーマは非常に幅広く、「これもやりたい」「あれも必要だ」といった思いがたくさん出てくると思います。それらはすべて子どものためを思っていることだとは思いますが、大きな方向性としては、先ほど事務局からご説明いただいた「育てたい子ども像」の実現に向けたビジョンに示されている6つの項目が、全体を捉える重要な視点になるのではないかと考えています。

その上で、具体的な内容については、現在の状況に合わせてさらに充実させていくことが必要だと思います。

例えば、1つ目の「豊かな保育環境の充実」についてです。保育者の皆さんが工夫しながら整えられる環境づくりももちろん大切ですが、一方で、施設設備などハード面については市として整備していかなければ、保育者の努力だけでは対応が難しい部分があります。施設の老朽化といった課題もありますので、そうした環境整備は引き続き必要だと感じています。

また、「一人ひとりに応じた子どもの支援の充実」についてですが、ここではト田先生のご専門でもある多文化共生の視点も盛り込んでいく必要があると思います。近年は外国にルーツをもつ子どもたちも増えており、「どのように保育を進めていけばよいのか」と悩まれる先生方もおられると思います。そのため、そうした実践の積み重ねや事例の共有を進めていくことが重要ではないかと考えます。

そして3つ目の視点である公立幼児教育施設の果たすべき役割についてです。

医療的ケア児への対応や、外国にルーツをもつ子どもたちへの保育など、これまでにはなかった新たな課題が増えてきています。そうした課題にどのように対応していくのかを示し、実際に先導的な取組を進めていくことが、公立幼児教育施設に求められる役割の一つではないかと思います。私からは、ひとまず以上とさせていただきます。

【部会長】

ありがとうございます。三つの論点を立てていただきました。

まず、幼児教育推進計画に基づく取組について、「現状と合っていない部分があるのではないか」というご指摘をいただきましたので、そのあたりについてお聞きしたいと思います。

この計画が進んでいく中で感じられたことや、実際に施設再編、あるいはそれぞれの施設運営において感じられた変化などについてお話しいただければと思います。

また、公立園の取組に対して民間の立場からどのように感じておられるかということも含めて、お聞きできればと思います。

どなたからでも結構ですが、いかがでしょうか。まず、園の方から、どのようなことがあったのかお話しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員 C】

こども園を設立した当時のことですが、家庭から入園してくる3歳児もいれば、2歳児から進級してくる3歳児もいます。そのため職員間では、経験や生活の積み重ねが異なることを前提に教育課程を考える必要があるという話をしていました。

当時は、1号認定の3歳児の教育課程と、2号認定の3歳児の教育課程を別々に作成していました。しかし10年が経ち、神津こども園やわかば・さくらだいこども園などでの実践を通して、子どもの様子は年度途中にはほとんど変わらなくなり、同じ教育課程で進められるのではないかという考えになってきました。

その結果、現在は年間4期のうち第1期のみ別のカリキュラムとし、それ以降は同じカリキュラムで進めるようになっていきます。

幼児教育ビジョンが策定された頃には、現場の職員間でもさまざまな話し合いを重ねてきました。ただ、国の制度がまだ一つになっていないことは大きな課題だと感じています。書類面もそうですし、細かな部分では効率的に一本化されていないところがまだ残っています。

ただ、伊丹市においては教育委員会と同じ部署のもとで、3・4・5歳児の教育課程について「みんな同じだね」という考え方のもと進められてきました。そのため、「幼稚園だから」「こども園だから」「保育所だから」という違いにとらわれず、この数年間、ビジョンを基に心を一つにして取り組みを進め、軌道に乗ってきたのではないかと現場では感じています。

二つ目の幼児教育の在り方については本当に奥が深く、一言では語れませんが、「子ども主体」という考え方については、公立も私立も同じ思いで進めているのではないかと思います。

それは、幼児教育センターが一つのビジョンを掲げ、伊丹市全体の保育者の願いとして、子どもの育ちを目標に据えてきたからだと思います。そのため、大きな目標がぶれることなく共有されているのではないのでしょうか。

また、非認知能力の大切さについても、ビジョン策定後、環境構成や子ども主体の保育について職員間で深く考えるようになったのは事実だと思います。

もう一つ、私自身が懸念していることがあります。子どもが減っている、少子化が進んでいると言われていますが、制度の無償化が始まって以降、現場としては子どもが減っている実感があまりありません。特に2号・3号認定の子どもが増えており、「本当に少子化なのだろうか」という声は現場でもよく聞かれます。1号認定の子どもが減っていることは数字でも分かりますが、その一方で2号・3号認定は増えていると感じています。

また、今回の資料の16ページには在留外国人の状況についても記載されていますが、この点についても増加しているのは事実だと思います。日本で働く外国人の方が増え、それに伴い言葉の壁という課題も現場では少なからず感じています。

三点目についてもお話ししてよろしいでしょうか。公立幼児教育施設が果たすべき役割についてですが、先ほどもお話があったように、これまで積み重ねてきたものが大きいのではないかと思います。

幼児教育センターがあること、そして幼稚園や拠点園があることによって、私立や公立を問わず、さらには認可外施設も含めて広く呼びかけを行い、研修に参加していただいている状況があります。

また、研修についても、市内には多くの施設がありますが、全施設に案内を行い、実践と理論の往還を繰り返しながら取り組みを継続できていると思います。

そうした意味で、公開保育や研究活動については、拠点園がこれまで積み重ねてきた実践が基盤になっていると感じています。

さらに、幼保小連携についても、一施設だけで取り組むには非常にハードルが高い面があります。しかし、公立幼稚園や公立こども園を通じて小学校の先生方と連携を図ることは、今後も期待される重要な役割ではないかと思っています。

【部会長】

かなりいろいろな論点をいただけたかなと思います。

ただ、今いただいた内容については、もう少し皆さんのお話を伺ったうえで整理してお返ししたいと思いますので、まずは他の方のお話もお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員 D】

再編によって変わったことはたくさんあったと思うのですが、今はおぎの幼稚園だけではなく、さまざまな幼稚園や保育所でも同じような取組が行われていると思います。

どんなことをしているか振り返ってみると、一つ目は資料にも書いている「業間交流」です。小学校もカリキュラムがあり、とても忙しいのですが、業間であれば気軽に交流できるのではないかといいことで、そのような取組を積み重ねています。

先週も交流があり、子どもたちがお化け屋敷を作って、「どうしたらびっくりしてもらえるかな」と考えながら、小学1年生の子どもたちと一緒に遊んでいました。

また、図書室や図書館などの施設も、使われていない時間帯に見学させてもらったり、夏休みには預かり保育の子どもたちが利用したりと、日常的に活用しています。

さらに、小学校探検に行ったり、学校行事の見学に行ったりもしています。

おぎの幼稚園は、たまたま「Eブロック」という名称の地域ブロックに所属しているのですが、そ

の中で架け橋期の地域研修を年に2回ほど実施しています。ブロック内に15園ほどありますので、それぞれの施設に呼びかけて合同で研修を行っています。

また、特別支援教育についても、小学校が各施設へ個別に案内するのは大変です。例えば、「来年度、特別支援教育を希望される方の学校見学があります」といった情報を私たちがお聞きして、ブロック内の施設へ「この日にあるそうですよ」とお伝えしたりしています。さらに、「小学校の校庭へ遊びに行くので、一緒に行きませんか」といった呼びかけも行っています。

これまで積み重ねてきたものがありますので、自分たちの園だけ、公立園だけではなく、その地域で育つ子どもたち全体に還元していきたいと考えています。

どうすれば伊丹市の子どもたちがうまくつながっていけるか、そうしたことを考えながら現在取り組んでいます。そうした取組が、再編計画に沿った事業として、特定の園だけでなく市全体で進められてきたことは、とても大きな歩みだったと思います。

今後の公立幼児教育施設が果たすべき役割についても、現在拠点園が担っている役割と連動しながら発展していければよいと考えています。

【部会長】

かなり具体的に、拠点園が果たす役割の重要性についてもお話しいただけたと思います。

今、公立園の先生方からお話をいただきましたが、保護者の立場や民間の立場から感じておられることなども聞かせいただけたらと思います。

【委員 E】

この再編によってこども園や保育所、幼稚園が新しくできたり統合されたりしたと思うのですが、具体的な違いがよく分かっていません。なぜこども園として残っているのか、なぜ保育所ではないのか、といった違いが分かりにくいので教えていただけると助かります。

【部会長】

非常に大事なご質問だと思います。これは岡田委員が公立園の委員にお答えいただくのが一番かと思っていますので、お願いします。

【委員 B】

まず、現在の制度には大きく分けて3種類ありまして、保育所、幼稚園、認定こども園があります。

保育所に通うのは、主に2号認定・3号認定のお子さんです。基本的には就労などにより保育の必要性が認められた方が利用する制度になっています。就労以外にも認定理由はありますが、保育が必要であると認定された方が対象です。

一方、幼稚園は1号認定のおさんが対象です。保育の必要性の認定は特になく、幼稚園を選択することができます。

認定こども園は、その両方の子どもたちを受け入れる施設です。

ただし、1号認定の枠が多いこども園もあれば少ないこども園もあり、園によって構成は異なります。そのため、どのような家庭背景のおさんが多いかも園によって違います。

伊丹市が現在この3種類の施設形態を持っている理由については、先生の方が詳しいかもしれません。

【委員 C】

再編計画の中で子どもたちの将来像や地域の状況を見据え、新しく施設を建てる際に保育所ではなく認定こども園として整備していこうという方針が示されました。その結果、4か所の認定こども園

が整備されています。この4園はすべて「幼保連携型認定こども園」です。

認定こども園にはさらに幼稚園型などいくつか種類がありますが、伊丹市の場合は4園とも幼保連携型です。

具体的には、1号認定の幼稚園部分の3～5歳児と、保育所部分の3～5歳児、さらに2号・3号認定の0～2歳児が同じ施設で過ごしています。

【委員 F】

制度がそうになっているというだけで、それによって保育内容が変わるわけではない。あくまで保護者の就労状況など、保育の必要性に関する事務的なもので分かれているということですね。

【委員 C】

そうですね。保育内容自体は同じですので、違いとしては利用時間があります。

1号認定のお子さんは、早い時間にお迎えに来られる保護者もいらっしゃいますし、現在は預かり保育で午後4時半頃まで利用されるお子さんもいます。

一方、2号認定・3号認定のお子さんは、保護者の就労時間に合わせて、朝7時から夕方6時頃まで利用する形になっています。

【委員 A】

今の関連ですけれども、幼稚園と保育園というのは、戦後いろんな事情の中でそういう施設ができて、幼稚園は学校教育法、保育所は児童福祉法に基づく施設ということで、その中で果たす役割が決まっているわけです。

昭和の時代からずっと続いてきましたが、幼保でやっていることには共通する部分もたくさんありますし、ほかの国を見ると大抵は一つになっている。そういったところから「幼保一元化」という言い方でいろんな議論がされてきました。

少しずつ、保育所も「保育に欠ける」という状況ではない子どもも、保育の形によって関われる仕組みができたり、幼稚園でも預かり保育という形で、児童福祉法を意識した施設としてさまざまな事業を進めたりということが行われてきました。

そうした流れが現実化するところまで進んできて、ではそれをどうするのかということで認定こども園ができました。

認定こども園という不思議な名前がついているのは、認可としては幼稚園と保育園だからです。平成27年に子ども・子育て支援新制度ができるまでは、幼保連携型のこども園もありましたが、当時は保育園と幼稚園が別々に認可された施設として存在しながら、一体的に保育を進めるという形でした。

平成24年頃まではそういった幼保連携型がありましたが、平成27年からは幼保連携型が一つの施設として認可されるようになりました。伊丹市の公立園はまさにそういう形です。

ですから、今あるこども園というのは、現実にはもともとあった施設を組み合わせた形ではなく、新たにこども園としてスタートしている施設となっています。

実は全国的には少なく、私のところももともと幼稚園でしたが、今は幼保連携型になっています。あるいは保育所をベースに幼保連携型になっているところもあります。姫路や神戸にはたくさんありますね。

兵庫県は、良いか悪いかというより、ある意味幸いといえますか、こども園を推進してきた経緯があります。伊丹市も、そのもとで歴代の市長がこども園を推進する立場で進めてこられた結果、先ほど私も発言させていただきましたが、どちらかといえばいろんな仕組みが、ほかの自治体より一歩前へ進んでいて、さまざまなサービスが提供できる状況になっています。

ただ、それぞれの保育所や幼稚園には、それぞれの歴史や理念がありますから、みんなそろってこ

ども園になりなさいということは、国の政策としても自治体の施策としてもしていません。ただ、「そちらへ行きたければどうぞ」という仕組みはあります。その結果として今の形になっているのかなと思います。

【部会長】

少し補足をさせていただきますと、公立の場合、幼稚園教諭をされていた方と保育士をされていた方が一緒になって、幼保連携型認定こども園の保育教諭になるという形なんですけど、同じ自治体の中でも、お子さんの姿や家庭の状況、それぞれの保育のやり方や文化がやはりあります。

同じ場所で近くにいて、連携を取りながら意見交換をしていますが、実は少し違うところがあるんです。一日の過ごし方一つ取っても違ったり、行事の考え方が違ったりします。

認定こども園になるとときには、そうした異なるところから来られた方々が一体になるので、先生方の間でかなりいろんな話し合いや調整が行われて、今の形を作ってこられたのだと思います。

そこまでのプロセスで苦労される自治体もある中で、伊丹市ではかなりスムーズに議論が進められてきたのかなと思いますし、その意味で、例えばビジョンのようなものが果たしてきた役割も大きいのではないのでしょうか。どうでしょうか。

【委員 C】

そうですね。園の中でも本当にたくさん話し合いをしました。最初の一年は特に協議が多かったです。保育所の先生と幼稚園の先生とで、「子どもにとって一番いいものは何か」という話を繰り返しながら進めてきました。

神津こども園が最初でできて、その経験がさくらだいやわかば、ささはらこども園などにも引き継がれてきたと思います。毎年協議を重ねながら更新し続けてきたという感じです。

今では1号認定、2号認定の子どもたちも一緒に考えながら教育・保育を進められるレベルまで来ているのかなと思っています。

【部会長】

歴史的な流れで申し上げますと、先ほどの認定こども園化の流れとも関わりますが、幼児教育推進計画が策定された後に幼児教育ビジョンが作られたのですよね。

おそらく、計画の内容を検討・策定される際には、かなり多くの議論が重ねられたのだと思います。その上で、後にビジョンが策定された際には、その内容を市民の皆さんに広く知っていただくということで、ビジョンの作成に関わった委員が集まり、動画配信などを通じて発信する取組も行われました。

実は私も、その際にお話を伺う機会がありました。そうした中で感じたのは、ビジョンというものが、今後どのようなスタンスで幼児教育を進めていくのかを示す、一つの柱のような役割を担っているということです。

私自身、ビジョンの策定にも関わっていましたが、そのビジョンが現場や関係者の共通の指針となり、これからの取組を支えるものになればよいと思っていました。そして実際に、そのような役割を果たしてきた部分もあるのではないかと感じています。

【委員 C】

そうですね。職員にとっての柱になっていると思います。先生によって考え方が違うこともありますが、それでも、「伊丹市としてどんな子どもを育てたいか」というところが共有されているので、ぶれにくいのかなと思います。

【部会長】

あわせて、「幼児教育の充実に向けた取組」の中には、「幼児教育基本カリキュラムの作成・活用」という項目があります。

伊丹市には幼児教育に関する基本カリキュラムがありますが、これについては、現場の先生方にも集まっていただきながら検討を進めてきました。実は、ビジョンの策定と並行する形で作成していたのですが、ビジョンの考え方をその都度共有しながら、「伊丹市として共通して大切にしたい教育の基本は何か」ということを整理していった経緯があります。

そういう意味では、この取組も非常に先進的なものだったのではないかと、私自身は感じています。

先ほど大変良いお話をいただきましたので、補足として説明させていただきました。ありがとうございました。

今後、公立施設がどのような役割を果たしていくのかという点については、この後の議論にもつながっていくと思いますが、こうしたビジョンや基本カリキュラムが、その役割を支える土台になっていく部分はあるのではないかと考えています。いかがでしょうか。

保護者の立場、市民の立場から感じられていることでも結構ですし、また民間園の立場からのご意見でも結構です。

特に、ビジョンや幼児教育推進計画が現在どのような役割を果たしているのかという点については、さまざまな捉え方があると思います。公立施設の場合は一定の共通理解のもとで取り組みが進められますが、民間園では、それぞれの理念や方針を大切にされているため、受け止め方もさまざまだと思います。

実際には、「そういうものがあることは知っている」という程度の認識の自治体や園もあれば、「日頃から意識して保育・教育に取り組んでいる」というところもあります。

もちろん、この場ではなかなか率直にお話しにくい部分もあるかもしれませんが、こうしたビジョンや計画が今後さらに役割を果たしていくとすれば、例えばどのような工夫や取組があればより活用しやすくなるのか、といった視点でもご意見をいただければと思います。

民間の立場から感じておられることがあればお願いできますでしょうか。

【委員 A】

幼児教育ビジョンやカリキュラムを作る過程で、保育所や幼稚園、認定こども園の先生方がたくさん集まって議論する機会がありました。

私立の立場からしても、その議論そのものが非常に勉強になりました。それぞれの施設が持っている考え方に触れる機会になりましたし、自分たちの園の教育・保育を見直すきっかけにもなりました。

ですので、ビジョンそのものも大事なのですけれども、作る過程で共有された議論や学びというのも大きな財産だったと思っています。

【部会長】

実際、そうですね。作るプロセスそのものが、一番勉強になったり考えたりする機会になるんだと思います。私も私立幼稚園に通っていたので感覚的によく分かるのですが、私学はやはり各園それぞれに、幼稚園であれば建学の精神、あるいは教育理念や保育理念があって、その中で独自性を持って取り組んでおられます。

ただ一方で、共通して考えていかなければならないこともあります。そういうときに、それぞれの園で独自のものは作られるのですが、いろんな議論をする中で深まっていくというのは、今おっしゃっていただいたとおりだと思います。

「ビジョンがあるから」「幼児教育カリキュラムがあるから、このままずっといくんだ」ではなく

て、今言っていただいたように、それをもう一回改訂するための話し合いであったり、何らかの機会を設けていくことの必要性は大きいのかなと気付かせていただきました。ありがとうございます。

【委員 F】

私は私立保育園の立場からお話しさせていただきます。

ビジョンの策定やセンターの設置については、これまでの流れの延長線上にあり、大変意義のある取組だったと感じています。幼児教育センターができたことで、伊丹市としてどの方向を目指しているのが明確になり、先ほど先生方からもお話があったように、迷わずに進むための指針になっていると実感しています。

私自身は20年以上前から伊丹市で保育に携わってきました。園としてはそれ以上前から地域で活動しており、「愛情・自然・ことば」といった理念を大切にしながら保育を行ってきました。

また、14～15年ほど前に、私立園でも発達支援や統合保育に取り組む流れがありました。当時は、受け入れるにあたって「本当に自分たちにできるのだろうか」「継続していけるのだろうか」といった不安もありました。しかし実際に取り組んでみると、職員がさまざまな視点から子どもを理解しようとするようになり、保育に対する見方や学びが深まったと感じています。

当初は、市としてのセンターのような拠点がなかったため、手探りで進めていた部分もありました。しかし、その後幼児教育ビジョンが策定され、幼児教育センターが設置されたことで、「これまでの取組でよかったのだ」と確認することができましたし、今後どの方向を目指していけばよいのかという安心感にもつながっています。

幼児教育推進計画の中でも、幼児教育センターの役割は非常に大きいと感じています。

私は就学前教育の連携に関する取組にも関わっていますが、小規模園の場合、小学校との接続に向けた連携を進める際には、園が個別に小学校へ連絡を取り、日程調整を行う必要があります。そのため、どうしてもハードルが高くなりますし、小学校側にも負担をかけることになります。

現在は、幼児教育センターや拠点園がその役割を担ってくださっているため、大変助かっています。また、地域全体で情報共有が進むことにも大きな意味があります。特に小規模園では情報を得る機会が限られることも多いため、情報共有の仕組みが整っていることは非常にありがたいと感じています。

さらに、外国にルーツをもつ子どもを受け入れた際には、宗教上の理由による給食への配慮や、生活習慣・文化の違いへの対応など、さまざまな課題が生じることがあります。現状では各園が個別に対応していますが、こうした事例が増えてきたときに、どのように対応していけばよいのか悩む場面もあります。

そのようなときに、幼児教育センターや拠点園が先行事例や方向性を示してくださることで、「こういう準備をすればよい」「こういう対応が考えられる」と参考にすることができます。私たちにとっては、そうした存在が大きな指針であり、目標になっていると感じています。

【部会長】

今のお話を伺っていて、やはりセンターが拠点として果たしている役割は非常に大きいのだと改めて感じました。

先ほども少しお話しさせていただきましたが、私自身も以前、特別な支援を必要とする子どもの受入れを積極的に行っていた経験があります。その際、子どもたちを小学校へ送り出すにあたって、進学先との連携が大きな課題でした。

当時勤務していた幼稚園では、子どもたちの進学先が市内のさまざまな小学校に分かれており、それぞれに個別に連携を図ることは現実的に非常に難しい状況でした。そのため、幼小連携の枠組みの中になかなか位置付けられていないような感覚を持っていたことを覚えています。

しかし現在は、センターの設置や拠点園を中心とした取組が進められており、そうした課題に対し

てより合理的で効果的な仕組みが整えられてきているのだと感じます。

そして、それは単に園や学校にとって便利になるということではなく、結果として子どもたちにとって非常に意義のあることにつながっているのだということを、改めて認識することができました。ありがとうございました。

それでは、ほかの委員の皆さまからもご意見を伺えればと思います。これまでの議論を踏まえた内容でも結構ですし、全く別の視点からのご意見でも構いません。何かございましたら、ぜひお聞かせください。

【委員 G】

私の子どもなのですが、9年ぐらい前に公立保育所に通っていて、その時ににじいろ保育を受けていました。その時はもうかなり制度が整っていた時期だったと思うのですが、担任の先生が変わっても支援の内容がしっかり引き継がれていましたし、サポートファイルもあったので、小学校への引き継ぎもすごくスムーズだったなという印象があります。

ただ、その当時はまだ私立施設ではにじいろ保育は難しいという話もあって、「公立保育所か、公立のこども園を検討してください」という状況だったと思います。

それが今では私立施設でも受け入れが進んできているというのは、保護者としてはとてもありがたいことだと思っています。保護者によっては「この園の方針がいい」ということで選びたい方もいらっしゃると思いますので、選択肢が増えることは大事だなと思っています。

それから私は児童発達支援事業所も運営していますので、その立場から感じることもあります。保育所等訪問支援を行っていますが、保育所や幼稚園と一緒に支援を考える機会がかなり増えていきます。もし、今後こういった議論の場にも児童発達支援事業所が参加できる機会があれば、もっと連携が深まるのではないかなと思っています。

OT(作業療法)やPT(理学療法)、ST(言語聴覚療法)などの専門職が入ることで見えてくることもありますし、0歳からの支援でできることもあります。そういう専門性をどう生かしていくかという視点も今後必要かなと思っています。

【部会長】

ありがとうございます。非常に重要な視点をいただいたと思います。支援の必要な子どもに対する体制をどう作っていくかということ、それから専門職との連携ですね。

このあたりは今後かなり重要なテーマになってくるかなと思います。そのあたりも含めて、皆さんのお考えや現状の取り組みなどについて、お聞かせいただければと思います。

【委員 B】

支援が必要なお子さんを、どういった職員体制で見えていくのかということは、とても重要な点ではないかと思っています。

私が保育士として勤めていた頃は、さまざまな事情もあったのですが、担任は正規職員である一方、支援が必要な子どもについていただく先生は非常勤職員であることが多くありました。

そのため、研修体制であったり、先生方の専門性や技術の向上であったりという面で、なかなか難しさを感じることもありました。

加配保育士の配置基準があると思いますが、子どもたちの在籍するクラスが分散した場合などには、「もう少し人員がいたら」と感じる場面もあったように思います。

実際に先生方が保育をされていて、「もうちょっとこうなれば、子どもたちのためにより保育がしやすくなる」といったことがあれば、せっかくの機会ですので、このような場で意見を挙げてみていいのではないかと思います。

【部会長】

非常に重要なところだなと思いながらお聞きしていました。支援を必要とする子どもたちへの支援体制をどのように構築していくのかは、今後考えていく上でも大きなポイントになると思います。

また、先ほどもお話がありましたが、支援を必要とする子どもの受入れに積極的に取り組む園が増えてきています。一方で、保護者の方々が園を選ぶ際には、それぞれの保育方針や子どもの特性との相性を考慮されることもあります。

これは決して園の良し悪しではなく、「この園の方がうちの子には合っているのではないか」という観点から選ばれることがあるということです。実際に子どもの特性に応じて、保護者がさまざまな選択をされることもあると思います。

そうした意味では、多様な選択肢が存在することは大切ですし、公立だからこその支援や受入れ体制もあれば、民間だからこその特色ある支援や柔軟な対応もあると思います。

一方で、それぞれの立場だからこその抱える課題もあります。受入れ体制や職員配置、専門性の確保など、今後さらに検討していくべきことは多いと感じています。

また、外国にルーツをもつ子どもたちへの支援については、発達支援とは異なる視点や課題もありますので、その点についても今後さらに議論を深めていく必要があるのではないかと思います。非常に大切なご意見をいただき、ありがとうございました。

このあたり、何か感じておられることはありますか。むしろ、「ここは分からないです」と率直におっしゃっていただけると、実は私たちとしてはすごく助かります。

【委員 E】

先ほど、担任は正規職員で、支援を担当する先生は非常勤という園もある、というお話があったと思います。

支援が必要なお子さんについて、配置される先生の人数というのはどういう形で決まるのでしょうか。例えば園児数が決まっていて、その中で配置されるのか。それとも支援が必要な子どもの人数によって決まるのか。そのあたりを教えてくださいませんか。

【部会長】

非常にポイントになることを聞いていただいたと思います。どなたから答えていただくのが一番いいでしょうか。場合によっては事務局という話もあるかもしれませんが。

【委員 C】

では、こども園と保育所についてお話しします。

にじいろ保育の報告会判定会というのが年に1回あります。それまでに診療であったりとか、病院の診断であったり、園での困りごととか、悩み事に応じて巡回相談を行っています。また、巡回相談の中で先生方と相談しながら進めていきます。

その上で、「判定会」というものがあります。「判定会」には判定員の方がおられて、もちろん専門のドクターも参加されます。

その中で、お子さんの状況や発達検査の結果などをもとに議論を行い、翌年度のにじいろ保育の対象児童になるかどうかを判断します。そして、その結果を受けて翌年4月から加配が付くかどうかが決まる、という流れになっています。

にじいろ保育の考え方としては、乳幼児期から共に育ち合うということを大切にしています。そのため、担当の先生はその子だけを見る先生ではありません。

必要に応じて周りの子どもたちへの関わりも行いますし、そのお子さんの困り感や、必要な支援の形に応じて保育上の配慮を行うという形になります。保育所ではそのような仕組みになっています。

【部会長】

時期的には、「これぐらいの先生の配置が必要になりそうだ」というのは、何月ごろですか。

【委員 C】

1 年かけて見ていきます。特に 2 歳児、3 歳児ですと、この 1 年間の子どもの姿や育ちも見ながら予測を立てていきます。

希望としては夏を過ぎた頃から見えてくることもあります。最終的な判断はやはり専門の先生方に委ねる形になります。現場としては、いかにその子の状況や思いを伝え、その子にとって何が必要なのかを「判定会」で整理していただく、という形になります。

【委員 B】

幼稚園も同じでしょうか。

【委員 D】

保育所とは判定をする組織が少し違います。今、園長先生が「判定会」とおっしゃいましたが、幼稚園の場合は「教育支援委員会」という仕組みがあります。同じようにドクターや専門家が集まる委員会です。

幼稚園では、入園前の面接が終わる 11 月から 12 月頃に、保護者と一緒に資料を作成して教育支援委員会に提出します。そして、1 月から 2 月頃に、そのお子さんが支援を受けられるかどうか分かるような流れになっています。

【部会長】

その時期に決まっていくということは、年度によって必要な職員数がかなり変動するということですね。逆に言うと、すべての職員体制を正規職員だけで満たすのはなかなか難しい状況がある。

先ほど委員から最初にお話があった、非常勤の先生が入っているというのは、そういう事情もあるということですね。

逆に、その支援に入っておられる先生方の研修や学びは、どういう形で進められているのでしょうか。

【委員 C】

幼児教育センター主催の研修もありますし、「にじいろ保育担当者会」というものがあります。

ここには、公立の幼稚園・保育所、それから私立園でにじいろ保育を実施している園の担当者が集まります。

日々の悩みや、支援に関する知識について共有したりしています。同じような悩みを抱えている職員もいますので、「うちではこういう工夫をしているよ」といった事例を持ち寄りながら、ワークショップ形式で意見交換を行っています。グループで話し合いながら、少しずつスキルを高め合っているという形です。年に 3～4 回ほどあります。

【部会長】

例えば、支援を担当されている先生方が、特別支援学校教諭の免許を持っておられるとか、何か専門的な資格を取得されているというケースは多いのでしょうか。

【委員 C】

多くはないですね。全体としては少数です。

【部会長】

今後は資格取得を推進していこうという方向を国も考えているようですが、なかなか難しい面もありますね。現場の先生方からも、「経験はあるけれど、もっと専門的に学びたい」という声を聞くことがありますので。

【委員 C】

そうですね。お子さんによってもですけども、園によっても違いますが、やはり経験というものを重視しながら、その先生がその子に関わるのがふさわしいかどうかも含めて判断し、状況を見ながら職員配置を決めていることが多いと思います。

【部会長】

民間の方は、そのあたりをどういうふうに進めておられるのか、お聞かせいただけたらと思います。

【委員 A】

にじいろ保育についてですが、私立の幼稚園・こども園は、この制度の枠組みには入っていませんよね。これは制度的に少し外にあると言ったらいいいのかなと思うんですが、私の理解では、にじいろ保育は従来の措置制度的な枠組みの中で運用されているものだと思っています。

幼稚園は学校ですし、もちろん保育所も学校的な側面があります。認定こども園も法律上は学校教育に準ずる施設という位置付けになっています。

学校というのは、基本的には子どもの状態によって入園を左右してはいけないという考え方があります。合理的な理由がない限り、入園拒否は原則できません。

ですから、入園前の相談で、「この子には手帳がありますが、どのような配慮をしていただけますか」という相談を受けることがあります。その際、どういう形でお預かりできるのかを園として説明しますが、その対応の仕方はそれぞれの園の判断になります。

保護者の方も、「自分の子をしっかり見てくれる園はどこだろう」と、いろいろ情報を集めて園を選ばれます。

ただ、実際に入園してみないと分からないこともたくさんあります。園として支援が必要だと判断したとしても、その支援に公的な制度が使えるかどうかは別の話になります。

幼稚園には県の特別支援教育に関する制度があり、認定されると一定の人件費補助のような形で支援を受けることができます。

例えば私の園でいうと、合わせて 20～30 人ほど支援の必要なお子さんがおられると思います。伊丹市全体の私立幼稚園も含めれば、50 人近くおられるのではないのでしょうか。

補助については感覚的には人件費の 3 分の 1 程度を補助していただいている印象です。

さらに現在は子ども・子育て支援新制度の中で加算制度もありますので、それらを活用しながら人員配置を工夫している状況です。

実際に特別支援を担当する先生方からすると、本当に大変な仕事です。知識も必要ですし、知識だけでできる仕事でもありません。周囲の理解を得ながら、自分自身のメンタルコントロールもしながら対応していくことになります。ですから、非常勤で担当されているケースもありますが、負担はかなり大きいと思います。

現在の仕組みでは、個別の指導計画を作成し、「子どもために何が良いのか」ということを、担当者一人ではなく園全体で考えながら支援を進めています。

昔と比べると、支援が必要と認められる範囲はかなり広がりました。ただし、補助単価が大きく上がったわけではありません。また、認定されたすべてのお子さんに常時加配が必要かという点、そうとも限りません。手帳を持っているから必ず加配が必要というわけでもないんです。

そういうことをトータルに見て経営的にうまく回っていけるような形で支援を積み重ねているのが実情です。新しい教育要領でも、このあたりは大きなテーマになると聞いています。もちろん、研修や経験も大切ですが、一番大きいのはどれだけ人を配置できるかです。ここは財政的な話にもなりますので、この場で詳しく申し上げることはありませんが、そういう方向に進んでいくのはありがたいなと思っています。

一方で今悩ましいのは、にじいろ保育と、学校教育に基づく特別支援教育の仕組みとの関係です。本来は国の制度として整理されるべき部分かもしれませんが、まだ十分整理されていないように感じます。

例えば私のところは幼保連携型認定こども園ですが、保育の枠組みでの支援が非常に得にくい状況があります。市とのコミュニケーションをさらに丁寧に行えば可能性はあると思うのですが、そのあたりも含めて制度整理が必要だと感じています。

市民の皆さんから見ても、「どうすれば自分の子が必要な支援を受けられるのか」が分かりにくいのではないのでしょうか。施設を選んでから支援につながるのか、それとも行政が必要性を認定した上で支援につながるのか。さらに、その家庭のライフスタイルに合った施設選択までできるのか。

そういったことが整理されていけば、結果的には子どもや家庭の安心につながるのではないかと思います。

【委員 F】

先生がおっしゃっていたように、担当保育士がずっと付き添うという形ではなく、集団の中で共に過ごしながら、必要な場面でサポートするという形をとっています。

書類作成や記録は担当者が行いますが、実際の保育は担当者以外の保育士が行うことも多く、担任が付くケースはまれです。実際には、パートや非常勤の保育士が担当することが多いです。

人員配置については、その年の子どもの状況によって必要な人数も変わるため、運営費や人件費とのバランスを見ながら調整しています。

また、保育園は朝7時から夜7時まで利用するお子さんもおり、土曜日の利用への対応もあるため、人員配置は常に悩ましい課題です。

さらに、他の支援施設と併用しているお子さんも多く、施設のスタッフ同士で連携しながら、一人の子どもをさまざまな視点から支援しています。

【部会長】

やはり、人員配置の問題はかなり大きいなと、皆さんのお話を聞きながら感じました。同時にどういう体制で進めていくのかという点では、その中での情報共有や学び合いも非常に重要だと思います。

既に何か施設でされているお立場からというところも含めて、今の議論を聞かれて感じられたことをお聞かせいただけたらと思います。

【委員 G】

先ほど出ていた保育所等訪問支援や抜き出しの支援は、実際に私たちが担っている部分でもあります。近隣の園の先生からニーズがあって、お母さんにお伝えし、「行くことになりました」という形で利用につながるケースも結構あります。午前中はうちで少人数の集団の中で社会性を学び、その後園に戻るという形です。

大人数の保育園や幼稚園で過ごすよりも、その子の成長につながるという観点から利用される方も増えてきています。その子に合った一日を過ごせるようになってきていると感じていますし、抜き出しの支援を推進していただいていることは本当にありがたいです。私たち自身もやりがいを感じています。

また、保育所等訪問支援を活用することで、先生方と直接お話しできる機会もあります。お母さんが園に伝えていることと、私たちに伝えていることが違う場合もありますが、それを共有することで、「本当はこういうことだったんだ」と分かり、解決につながる場合があります。その結果、子どもの成長につながったり、家庭が安定したりすることもあるので、その点については、ぜひ私たちをどんどん活用していただきたいと思っています。そういう意味では、民間の力を発揮できる部分なのかなと感じています。

また、うちの事業所に限らず、本当にさまざまなタイプの事業所があります。運動療法に特化したところ、言語支援に特化したところ、あるいはうちのように就学に向けて、社会性を中心にしながら運動も取り入れているところなど、それぞれ特色があります。

先生方にもそうした事業所の情報をぜひ知っていただき、その子に必要な支援につないでいただけたらと思います。そうすることで、集団に戻ったときにうまくいく経験も増えていくと思います。

公立・私立に関わらず、さまざまな民間サービスをもっと活用していけたらいいなと感じています。

【部会長】

それぞれの専門性や、見ている視点の違いが一体になることで、その子にとって一番よい支援が見えてくるのかなと思います。非常に重要なご意見をいただいたと思います。

では山内委員さん、今までの議論を聞かれて感じられたことがあれば、お聞かせいただけますでしょうか。

【委員 E】

人数が決まるタイミングについては分かったのですが、具体的に広さに対する人数なのか、配置について何か基準があるのかなと思いました。例えば、「何人に対して何人配置する」といった基準があれば、保護者としても園を選ぶ際に参考になると思うのですが。

もし集団が苦手なお子さんであれば、「少人数の園で、先生がこれくらいいるところから始めたい」といったニーズに合わせられるのかなと思ったので、その基準があるのか知りたいです。この資料を見ると面積などは書かれていますが、最も基本となる人数の基準はあるのでしょうか。

【委員 C】

職員配置については、設置基準に基づいて人数が定められています。施設の面積や園児数に応じて基準が設定されており、その基準に従って必要な職員数が算出されています。

そのため、基本的な職員配置人数については、法令や基準に基づいて決められており、それを上回る配置については各園の運営方針や予算等による部分もあるかと思います。

また、特別支援に関わる職員については、「この園に 1 人配置する」「この園に 2 人配置する」といった形で一律に決まるものではありません。

先ほどご説明した発達支援に関する判定の結果に基づき、支援が必要と認められた子どもの状況に応じて配置が検討される仕組みになっています。

ただし、判定を受けたからといって、その子どもに対して必ず 1 名の職員が専任で付くというわけではありません。あくまでも園全体の職員配置の中で支援体制を整えることになりますので、支援対象の子ども的人数や必要な支援の程度などを踏まえながら配置が行われています。

したがって、判定結果は職員配置を検討する際の重要な要素ではありますが、「判定があった子ども 1 人につき職員 1 人」という考え方ではないということになります。

【委員 E】

決まった人数の中に支援の先生が加わる形なんですか。

【部会長】

そうですね。人数に応じて配置される形です。

例えば、うちの子が幼稚園に入ったときは、さまざまな相談をした結果、うちの子が登園する日は支援の先生がそのクラスに入るという体制でした。ただ、うちの子は週に数回の利用だったので、それ以外の日は別のお子さんの支援に入られていたようです。そういう形で運用されていました。

【委員 E】

例えば、10 人規模の園で、広さに応じて定員が決まっていて、その 10 人の中に支援の先生が何人入るということではないのですか。

【部会長】

そうですね、違います。10 人の子どもがいて、そのうち配慮が必要なお子さんが 2 人、3 人いた場合、本来の配置基準上は先生が 1 人であっても、支援の必要性に応じて加配としてクラスに配置される形になります。

判定結果によって変わってきます。公立の加配の先生も毎年変わることがありますので、基本的には判定に応じて人数が反映されるというイメージです。常に先生が 2 人いる、3 人いるから手厚いという考え方ではありません。

【委員 E】

ありがとうございます。理解できました。

【部会長】

そうですね。体制づくりの難しさという点が大きいと思います。先ほどもお話がありましたが、支援を行うための職員配置をどのように確保するかが難しく、そのことが受け入れ体制にもさまざまな影響を及ぼしているのではないのでしょうか。

本日お示しいただいたデータでも、特に幼稚園において支援を必要とする子どもの受け入れ率が約 23% と高いことが示されていました。これは、各園がそうした子どもたちの受け入れを積極的に担っている実態を表しているものと考えられます。

また、幼稚園や保育施設の方針は園によって大きく異なります。支援を必要とする子どもの受け入れに積極的な園もあれば、行事や特色ある教育活動に力を入れている園もあります。その中で保護者が園を選択していくわけですが、比較的自由な保育・教育スタイルを採用している園に対して、「うちの子を入れたい」と考える保護者も多いように感じます。

そのような状況を踏まえ、少し外国につながる子どもについてお聞きしたいと思います。

一口に外国につながる子どもといっても、例えば在日三世・四世の家庭の子どもであれば、日常会話は日本語が中心である場合もあります。一方で、最近来日し、来日後に園へ入園する子どもの場合は、必要となる支援の内容や考え方も異なってくるのではないかと思います。

実際、同じ国籍や言語のコミュニティのつながりによって、特定の園に子どもが集まるケースもあります。私が知っている大阪市内のある園では、もともと在日韓国・朝鮮人の子どもの受け入れを主な目的として長年運営されていましたが、現在では園児の 6～7 割がベトナムにルーツを持つ子どもになっています。

これは地域のベトナム人コミュニティの中で、「あの園は良い」という口コミが広がった結果だそうです。しかし、その園では子どもだけでなく保護者もベトナム語でのやり取りが中心となってお

り、ベトナム語に対応できる体制が不可欠になっています。

そのため、園ではベトナム人スタッフを雇用しています。資格を持っている方ではありますが、在留資格の関係から保育士としての採用ではなく、通訳として採用されているとのことでした。実際には保育の現場にも入っておられるようですが、そのようなケースをどのように整理し、確認されているのが気になっています。

伊丹市でも外国につながる子どもへの支援についてさまざまな取組をされていると思いますし、先ほども公立の就学前施設や幼児教育・保育施設における支援についてご紹介があったかと思います。

そこでお伺いしたいのですが、外国につながる子どもの受け入れや、通訳・支援スタッフの配置などについて、市としてはどのように対応されているのでしょうか。また、現場ではどのような実態があるのか、お聞かせいただければと思います。

【委員 F】

実際にそういったお子さんはおられます。

以前、ネパール国籍のお子さんが在籍していたのですが、お父さんもお母さんも日本語がほとんどできない状況でした。そのため、書類関係も読むことが難しかったのですが、コーディネーターのような方がおられて、その方に相談しながら書類の提出などをされていました。

園での日常的な対応としては、そのお子さんがお一人だけだったこともあり、例えば食事面では牛肉が食べられないということがありましたので、アレルギー対応と同じような形で、牛肉を除いた食事を提供していました。

また、宗教的な理由でピアスをしていたり、腕輪をつけていたり、おでこに印をつけていたりすることもありました。在籍期間は2～3年程度でしたが、そのお子さんは乳児だったこともあり、保育の中でどのような配慮をしていけばよいのかという点については、職員間でも継続的な課題として話し合っていました。

【部会長】

宗教的な配慮や食事対応などに関する情報は、どのように得られたのですか。

【委員 E】

入園面談の際に、そのコーディネーターのような通訳の方が来られていて、「これはだめです」「あれはだめです」といった内容を説明してくださいました。そのため、入園面談の中で必要な事項を確認し、園として対応できる範囲で最大限の対応を行いました。

【部会長】

そういうコーディネートをされる方は、地域のNPOが担っている場合もありますし、コミュニティの中で担われている場合もありますよね。今回はそういう形だったということですね。

【委員 E】

そうですね。来られていたお父さん、お母さんは本当に日本語を話せなかったもので、その方が個別に付き添って来られていました。

【部会長】

ありがとうございます。公立の状況についてはいかがでしょうか。

【委員 D】

公立については、事務局に聞いていただいた方が正確だと思いますが、公立の保育所や幼稚園、認

定こども園にも言語支援員が巡回しています。

子どもの日本語の理解状況や保護者の言語状況を確認したうえで、必要な言語や支援回数、支援時間などを判断し、配置してくださっています。

ちょうど今日も、うちでは個人懇談会を実施しているのですが、その時間に合わせて来ていただき、通訳として入ってもらいました。そのような形で活用しています。

【部会長】

実際にどのような場面で活用されることが多いのでしょうか。

【委員 C】

やはり深い話になる場面ですね。子どもの発達のことだったり、生活のことだったり、保護者へのお願いだったり、そういう内容になるとアプリの翻訳だけでは難しい部分があります。

ですので、言語支援員の方に来ていただいて、園の様子、子どもの様子、相談機関の情報などを丁寧に伝えるようにしています。園だよりやクラスだより、遠足のお知らせなども翻訳していただいています。

【部会長】

支援員にも専門性が求められると思うのですが、その専門性というのはどういうものになるのでしょうか。言葉の部分はもちろんですが。

【委員 C】

基本的には言語の専門性ですね。英語、中国語、ベトナム語、インドネシア語など、それぞれの言語に対応できる方です。私たちが話した内容を保護者に伝えてくださる役割です。

ただ、実際にはすごく柔軟な方が多くて、「園ではこういうことを大切にしています」とか、「お子さんはこんな姿を見せています」とか、単なる通訳だけではなくて橋渡し役になってくださっていると感じています。

【部会長】

なるほど。その方たちは、例えば発達や保育の考え方について学ばれていたり、そういった専門性はどのようなものなのでしょうか。

【委員 C】

私たちがお話ししている内容を通訳していただく、というのが主な役割です。

ただ、これまで学校や園に来ていただいた方々は、とても柔軟な方が多かったです。学校や園の様子をよく理解してくださいまし、支援の内容についても非常に前向きに受け止めてくださっています。

例えば、「こういうふうに協力したいんですよ」「お母さん、分かりますか」「この子はこういうところで困っているんですよ」といった内容を、とても柔軟に伝えてくださっています。

ですので、教育方針や考え方が多少違ったとしても、臨機応変に対応してくださる方が多い印象があります。専門性というよりも、そうした柔軟性の高さが重要なのかなと思っています。

【部会長】

なるほど。言語支援の方ということですね。

【委員 B】

ちなみにこのような言語支援は私立施設でも利用できるものなののでしょうか。

【事務局】

現時点では公立施設を対象として実施している事業になります。

【部会長】

ありがとうございます。そうこう話をしているうちに、ちょうど時間になってまいりました。本日はかなり様々なご意見をいただき、ありがとうございました。

皆さまそれぞれのお立場からアイデアをいただいたり、ご疑問を出していただいたりして、大変幅広い議論ができたと思っています。

今回の議論を通じて、支援の在り方やセンターの役割についてもかなり明確になってきましたし、その役割の大きさも改めて感じることができました。

また、公立・私立それぞれの立場や役割の違いを踏まえながら、それぞれが専門性を活かして取り組んでおられることも理解することができました。

特に、「それぞれの立場から見ると、こういうことが分かる」というご意見をいただけたことが、非常に有意義な議論につながったと思います。

支援を必要とするお子さんへの体制についても、各施設が抱える課題や実情がよく分かりました。

そうした内容も踏まえながら、次回、第3回の部会に向けて、さらに議論を深めていければと考えております。本日いただいたご意見については、しっかりと踏まえた上で、今後の計画や方針について事務局で整理を行い、委員の皆さまへご案内させていただきたいと思います。

本日の議事について、他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事の方は終了とさせていただきます。

会議全体を通じてご意見やご要望がございましたら、遠慮なく事務局までお知らせください。委員の皆さまにおかれましては、本日も熱心にご議論いただき、本当にありがとうございました。

以上